

基本計画を踏まえた後見人の選任と報酬の在り方

資料1-①

基本計画 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善



本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるための方策の検討

各家庭裁判所



選任

各裁判官は、成年被後見人の心身の状態、生活・財産の状況、成年後見人となる者の職業・経歴、成年被後見人との利害関係の有無、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮し、職権で選任する（民法843条1項、4項）

報酬

各裁判官は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる（民法862条）

各家庭裁判所において、基本計画や議論の状況等も踏まえて検討
各地の専門職団体等と意見交換

運用に反映

各裁判官が個別の事案における諸事情を勘案して判断

最高裁判所



平成30年6月～ 専門職団体※との間で議論
※日弁連、日司連、リーガルサポート、日本社会福祉士会

選任

最高裁と専門職団体との間で共有した基本的な考え方 資料1-②

- ① 身上保護等の観点も重視した後見人の選任
 - ・親族等の身近な支援者を候補者としている場合には選任することの適否を検討
 - ・後見事務における課題の専門性、候補者の能力・適性、不正防止の必要性などを考慮
 - ・親族等候補者に適格性があると判断される場合、中核機関の支援の下で後見人として選任
- ② 中核機関による親族後見人支援の必要性
中核機関の後見人支援機能が充実していない場合は専門職による親族後見人の支援を検討
- ③ 後見人選任後も後見人の選任形態等を柔軟に見直し
本人のニーズ・課題や状況の変化等に応じて柔軟に後見人の交代や追加選任を行う

報酬

最高裁において検討のための参考資料を作成 資料1-③
専門職団体は意見を提出

報酬の見直しには利用支援事業の拡充が不可欠 など

本年1月
議論の状況を
情報提供

基本計画を踏まえた後見人等の選任の検討のための参考資料

資料 1 - ②

申立て

研修を受けた市民や法人が後見人候補者となることもある

※注 3

本人のニーズ・課題の確認 ※注 1 + 親族等の後見人候補者の有無 ※注 2

候補者なし

候補者あり

親族等候補者を選任することの適否の検討

親族等候補者を選任することが相当でない事情 (例 親族間の対立) の有無

事情あり

事情なし

親族等候補者が本人のニーズ・課題に対応できるか
・ 課題の専門性
・ 候補者の能力・適性 ※注 4
・ 不正行為防止の必要性

本人の意向や親族等候補者と本人の従前の関係等も考慮

中核機関等による支援があれば対応できる ※注 5

不正行為防止の必要性が高い
(例 財産が多額・複雑で後見制度支援信託等を利用しない事案)

候補者の能力・適性が不足しており、中核機関等の支援があっても対応が困難 ※注 6

本人のニーズ・課題の専門性が高く、中核機関等の支援があっても対応が困難

中核機関等による継続的な支援の有無

中核機関等による支援があり、適切な後見事務が期待できる

中核機関等の支援が期待できない
(中核機関等の機能充実が図られていない場合も含む)

親族等後見人を選任

親族等後見人と
専門職後見監督人
を選任

専門職後見人を単独選任
又は
専門職後見人と親族等後見人
を選任

専門職後見人
を選任

後見人の選任形態等を定期的に見直し

・ ニーズ・課題の状況
・ 親族等後見人の状況
・ 親族等後見人への支援の有無
・ 不正行為防止の必要性 など

検討

・ 専門職関与の要否, 専門職の選任形態
・ 本人のニーズや課題解決に適した専門職への交代又は追加選任

「基本計画を踏まえた後見人等の選任の検討のための参考資料」の補足説明

この「基本計画を踏まえた裁判所における後見人等の選任イメージ」（以下「選任イメージ」という。）は、家庭裁判所に対して後見開始の審判の申立てがされた事案について、中核機関等による親族等後見人の支援が十分に機能するまでの過渡期における、家庭裁判所での後見人等選任の検討過程をイメージとして図示したものである。

この選任イメージは、家庭裁判所における後見人等選任の検討過程について、家庭裁判所と専門職団体との間で共通認識を形成する目的で作成したものであり、中核機関等における後見人候補者のマッチングにおける検討過程を示したものではないことに留意されたい。

注1：「本人のニーズ・課題」との記載について

「本人のニーズ」とは、後見人が、本人の権利擁護の観点から、財産管理面及び身上監護面において解決すべき問題を意味する。

また、「課題」とは、当該事案において、後見事務を行う上で問題となり得る事項を意味する。

注2：「親族等」との記載について

「親族等」とは、専門職以外の者で、本人にとって身近な支援者を意味する。本人をよく知り、後見人として支えてゆく意欲と能力のある方であれば、親族に限らず、近隣の知人なども、後見人候補者になり得ると考えられる。

注3：「研修を受けた市民や法人が後見人候補者となることもある」との記載について

研修を受けた市民が後見人候補者となっている場合について、当該候補者を後見人として選任するか否かの判断にあたっては、家庭裁判所が、選任イメージに記載されている検討要素のほか、市町村による市民後見人の育成に向けた研修の内容、研修終了者の経験・実績、研修終了者に対する支援態勢等の諸事情（現状においては、これらの諸事情は地域によって異なっている。）をも考慮して判断することになると考えられる。

また、法人が後見人候補者となっている場合について、当該法人を後見人として選任するか否かの判断にあたっては、選任イメージに記載されている検討要素のほか、当該法人の性質、当該法人の実績、本人との利害関係の有無等の諸事情をも考慮して判断することになると考えられる。

注4：「候補者の能力・適性」との記載について

候補者の「能力」とは、後見事務を処理する能力を意味する。

また、候補者の「適性」とは、後見人として適切に事務を行うための資質を意味する。具体的には、本人の意思の尊重や権利擁護の理念を理解し、家庭裁判所や中核機関等の

関係機関・関係者と連携して、本人の利益のために後見事務を行うことができる資質をいう。

注5：「中核機関等による支援があれば対応できる」との記載について

「中核機関等による支援があ」る場合とは、親族等後見人が後見事務を行うにあたり、継続的に中核機関等による支援を受けることができる環境にあることを意味する。中核機関が親族等後見人に対する支援を行っていないなくても、専門職や福祉機関等が中核機関に代替して継続的な支援を行っている場合は、「中核機関等による支援があ」といえる。

また、中核機関等による支援があれば「対応できる」とは、中核機関等による支援を受けることにより、本人のニーズ・課題への対応を含め、親族等後見人が自ら全ての後見事務を行うことができる場合を指す。

なお、中核機関の機能が充実するまでの過渡期においては、家庭裁判所が当該事案に関して入手することができる情報は限られており、後見開始の審判を行う時点で、本人のニーズ・課題や候補者の能力・適性を的確に把握することが困難な場合もあると考えられる。このような過渡期における状況を踏まえると、家庭裁判所は、候補者が「中核機関等による支援があれば」一応自ら「本人のニーズ・課題に対応できる」と判断した場合において、「中核機関等の（継続的な）支援が期待できない」ときは、親族等後見人に加えて専門職後見監督人を選任し、その後、監督人が監督事務を通じて後見人が適切に後見事務を処理しているか否か（当初は把握していなかった課題や親族等後見人の能力・適性に関する問題がないか）を確認した結果に基づき、専門職関与の可否や選任の形態を見直すという運用を行うことが考えられる。選任イメージにおいては、このような過渡期における運用は、「中核機関等による支援があれば対応できる」→「中核機関等による継続的な支援の有無」→「中核機関等の支援が期待できない」→「親族等後見人と専門職後見監督人を選任」→「後見人の選任形態等を定期的に見直し」の類型に含まれるものと整理している。

注6：「候補者の能力・適性が不足しており、中核機関等による支援があっても対応が困難」との記載について

「候補者の能力・適性が不足しており、中核機関等による支援があっても対応が困難」な場合とは、家庭裁判所が後見開始の審判を行う時点において、候補者の能力が不足し、又は候補者が後見人としての適性を欠いており、中核機関等による支援があっても本人のニーズ・課題に対応することが困難であることが判明している場合を意味する。

基本計画を踏まえた報酬算定の検討のための参考資料

- ・ 主要な後見事務を「基本的事務」と「付加的事務」に分けて整理
- ・ 具体的な報酬の金額については、裁判官が事案ごとに後見人が行った事務の内容や難易度等を総合的に考慮して判断

基本的事務 …すべての事案において行うべき後見事務

付加的事務 …必要に応じて行うべき後見事務

時期	主な後見事務		事務の具体的な内容の例	事務の難易度等を検討する際の考慮事情の例
1 初期 就任から 初回報告まで	財産管理事務	本人財産の調査と財産管理面でのニーズ・課題の把握	・ 本人・親族からの財産の引継ぎ ・ 郵便物等の確認、金融機関等への照会	・ 預貯金口座が多数、財産や収支が複雑 ・ 財産調査困難
		財産目録の作成		・ 財産が複雑
		金融機関等への後見人届出	・ 金融機関や税務署等への届出	・ 金融機関等が多数
		財産管理の基本的方針決定及び収支予定表の作成	・ 定期報告までの方針決定	・ 本人や親族等の意向調整が困難 ・ 親族間の扶養調整が必要
	身上監護事務	本人の心身・生活状況と身上監護面での課題の把握	・ 本人・親族との面談 ・ 医療・福祉関係者等からの聴取	
		身上監護の基本的方針決定	・ 医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・ 定期報告までの基本的方針の決定	・ 支援者ネットワークを構築 ・ 本人や親族等の意向調整が困難
報告事務	後見事務報告書（初回）の提出		・ 提出の遅延、添付書類不足	
2 継続中 初回報告から 終了まで	財産管理事務	財産の維持管理	・ 現金や預貯金の管理と記録 ・ 不動産の維持管理、固定資産税の支払等	・ 財産や収支が複雑
		財産管理の基本的方針決定	・ 次回定期報告までの方針決定 ・ 財産状況に変化があった場合の方針変更	・ 本人や親族等の意向調整が困難 ・ 親族間の扶養調整が必要
		後見制度支援信託・支援預金の契約		
		不動産任意売却		・ 売却が困難
		遺産分割協議		・ 紛争が複雑であり調整が困難
	身上監護事務	本人の心身・生活状況の把握	・ 定期的な本人との面会 ・ 親族や医療・福祉関係者等からの聴取	
		身上監護の基本的方針決定	・ 医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・ 心身の状況に変化があった場合の方針変更	・ 支援者ネットワークを構築 ・ 本人や親族等の意向調整が困難
		介護保険に関する手続	・ 介護保険認定の申請・更新・内容の変更など	
		施設入所契約		・ 医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・ 施設での受入が困難
	報告事務	後見事務報告書（定期）の提出		・ 提出の遅延、添付書類不足
3 終了時	財産管理事務	事件終了の関係機関等への通知		
		管理計算		
		親族への財産引継ぎ		・ 引継が困難
		火葬・埋葬の契約		・ 後見人が親族
		葬儀契約		・ 葬儀を主催
	報告事務	後見事務報告書（最終）の提出		・ 提出の遅延、添付書類不足